

令和2年(2020年)7月10日

関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症対策に関する段階的緩和のステップ3
への移行に当たっての留意事項について(通知)

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策にご理解をいただいていることにお礼を申し上げますとともに、外出自粛や休業要請など、緊急事態措置等に基づくこれまでの御協力について、重ねて感謝申し上げます。

道では、感染症に強い北海道の構築に向け、「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」を定め、イベント等の開催制限等を段階的に緩和することとしていますが、感染拡大の兆しが見られないことから、同基本方針に基づき、7月10日(金)からステップ3に移行することとしました。

なお、今後も「見えない感染」の広がりを念頭におき、第3波以降の波にしっかりと備え対策を進めていくことが重要となります。引き続き、次の点に留意いただくなど、感染拡大防止の取組へのご理解、ご協力をお願いいたします。

記

○ イベント等の開催制限

参加人数の上限について、屋内イベント・屋外イベントともに1,000人以下(屋内は収容率50%)から5,000人以下(屋内は収容率50%)に要件を緩和するが、業種別のガイドラインを遵守するほか、別添「イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者へのごお願い」に十分ご注意の上、イベントを開催いただきたいこと。

なお、収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いていただきたいこと。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人の距離を十分確保するという基準を用いていただきたいこと。

北海道経済部経済企画局経済企画課
電話：011-204-5308